

第1回多摩市総合計画審議会 議事要点録

1. 日時：平成21年5月18日(月曜)午後7時～9時
2. 場所：市役所 特別会議室
3. 出席委員：15名
4. 欠席委員：なし
5. 議題

(1) 市長挨拶

お忙しい中、総合計画審議会委員をお引き受け頂き感謝する。今年度は基本構想について審議頂くが、忌憚無く率直に議論頂きたい。

第四次総合計画までの40年と、今後の20年を大雑把にどう想定するかについて話をしたい。多摩市は面積の6割をニュータウンが占め、昭和46年の第一次入居から38年がたった。昭和46年4月に第一次総合計画がスタートし、基本構想の将来都市像を「太陽と緑に映える都市」とした。昭和56年からの10年は、「太陽と緑に映える都市」に「心ふれあうまち・多摩」というフレーズが追加され、さらに平成3年からの10年は、「太陽と緑に映える都市」に、多摩市のスローガンである「いきいき多摩」を加えた、「こころふれあういきいき多摩」として歩んできた。ニュータウン開発で赤土だらけだった土地に、多摩丘陵の緑を復元したいと思い描いたが、現在はみどり溢れるまでになった。第四次総合計画では、地方分権の時代潮流を捉え、市民が主役の多摩として自治基本条例を策定し、市民協働のまちづくりに取り組んでいる。

こうした中、これからの20年をどう展望するのか。1点目は、緑豊かな住環境。これは、多摩市の強みとして市民からも評価を得ているが、この豊かな都市環境を未来へつないでゆく。反面、緑をすべて市が税金で維持するのは難しい。今も緑の維持のため、市民や大学に協力してもらっているがさらに拡大していく。

2点目は子育てが楽しいまちづくり。子育て・子育て・教育は市民のニーズも高く、最重点課題と認識している。家庭で子育てが出来る親が少なく、地域での親育てが必要となっている。発達障がいを抱えた子供も増えており、対応も求められている。特別支援が必要な子どものサポートをすることは、その子だけでなく周囲の子どもも落ち着いて学ぶ環境ができるため重要と考える。地域が学校を応援していく仕組みをつくり、子育てが楽しいまちにしていきたい。

3点目は、どう高齢化を迎えるか。70歳で認知症の人もいれば、80歳でも元気にボランティアをしている人もいる。多摩市は介護度が東京都の中で一番低い。笑顔で元気な高齢社会に向けて、食の安全や健康づくりについてもあわせて議論を深めて頂きたい。

4点目は住宅政策。住宅を作る時代から質の時代へ。ニュータウン開発初期の住宅の再生に向けて取り組みが進められている。また、人口減少時代に向けた住宅の減築も検討課題である。

5点目は市民の力。ネットワークも含め豊富な市民の力を活かしていく。市民がまちづくりの計画、実践、評価の各段階に参画できる仕組みを構築する。あわせて、市職員は適正な人数に減じていく。

6点目は、自立的な都市経営。国との関係における自治体として自立を目指し、国に対して仕事量に応じた財源移譲を求める。また、住むだけでない多機能都市としての自立を目指し、優良な法人を誘致し法人税による財源確保を図る等、自立した都市経営を目指す。以上6項目は今後20年を展望したものである。これらは職員ワーキングチームの成果であり、市民ワークショップ等での市民の意見と重なるものである。多摩市の今の幸せと、将来の幸せのためにご尽力をお願いする。

(2) 委嘱状の交付

委員となった15名の方々に委嘱状が交付された。

(3) 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。続いて、事務局職員が紹介された。

(4) 多摩市総合計画審議会条例について

以下のとおり、多摩市総合計画審議会条例の概要が確認された

(目的)

第1条 この条例は、多摩市の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し答申を行う。

- (1) 多摩市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 前条第2項第1号から第3号までの規定により委嘱された者の任期は、その在職期間中とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員及び臨時委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(5) 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長及び副会長を以下のとおり決定した。

会長 檜垣 正巳 委員
副会長 上野 淳 委員

(6) 諮問

市長から檜垣会長に対し、第五次多摩市総合計画における基本構想について諮問された。

(7) 会議運営に関する事項の確認について

事務局より「資料4 会議運営に関する事項の確認(案)」について説明が行なわれ、了承された。

(8) 総合計画策定作業の流れと確認について

事務局より「資料5-1」「資料5-2」「資料5-3」を基に総合計画策定の流れについて説明が

なされ、その後、意見交換が行われた。

(事務局説明)

- ・「資料５－１ 平成 20 年度第五次総合計画策定スケジュール概要」は、昨年度の取り組みをまとめたものである。平成 20 年度は、議会の総務常任委員会への進捗報告、市政世論調査、市民アンケート、市民団体提案、市民ワークショップ、大学生からの意見聴取の実施、及び、庁内の職員ワーキングチームでの検討を行なった。また、総合計画審議会での客観的な議論のため、多摩市基礎データ集の作成を行った。
- ・「資料５－２ 平成 21 年度第五次多摩市総合計画基本構想策定作業概要」は、今年度の基本構想策定スケジュールの概要である。平成 21 年度は総合計画審議会から基本構想について答申を受け、基本構想原案を決定し、市民説明会等を経た上で基本構想案を決定する予定である。その後、基本構想案を議会に上程し議会の議決を経た上で、基本構想決定となる。
- ・「資料５－３ 平成 21 年度第五次多摩市総合計画基本計画策定作業概要」は、今年度の基本計画策定スケジュールの概要である。総合計画審議会では基本構想の答申後、庁内の職員ワーキングチームでの検討、及び市政世論調査、市民アンケート、市民団体提案、市民討議会、有識者や若者世代等からの意見聴取を実施し、それらを踏まえ基本計画の素案を策定する。その後、平成 22 年度に総合計画審議会にて基本計画について審議し、議会の全員協議会を経て基本計画を決定する予定である。

【意見の要旨】 ○：委員 →：事務局

○委員 総合計画策定委員会とは何か。

→事務局 市長以下、庁内のすべての部課長が委員となっている庁内の検討委員会である。

○会長 スケジュールは流動的であり、事務局の希望ということで対応していく。

(9) 「(仮称)第五次多摩市総合計画策定方針」について

事務局より「資料 6 (仮称) 第五次多摩市総合計画策定方針についての説明」を基に、総合計画の基本的事項、多摩市総合計画の変遷、第五次多摩市総合計画策定方針及び総合計画基本構想の体系、審議会スケジュール案についての説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

(資料 6 概要)

「資料 6 (仮称) 第五次多摩市総合計画策定方針についての説明」

1. 多摩市総合計画審議会における基本構想検討の流れについての、ステップ 1 からステップ 5 までの説明
2. 総合計画とは
3. 多摩市総合計画の変遷
4. 第五次多摩市総合計画策定方針
5. 総合計画 基本構想の体系について
6. 審議会スケジュール (案)

(事務局説明)

- ・総合計画とは、多摩市の行政計画の中で最上位に位置づけられる計画である。地方自治法では基本構想部分は議会の議決が必要とされている。多摩市総合計画は、昭和 46 年に第一次総合計画が策定され、その後 10 年毎に改定してきた。第一次総合計画から第三次総合計画は将来都市像を「太陽と緑に映える都市」としており、第四次総合計画において「市民が主役のまち・多摩」となった。

- ・基本構想の体系について、第四次多摩市総合計画では細かいところまで基本構想で謳っており、全体に重いつくりになっている。策定方針にもあるが、長期的なビジョンに焦点を絞り、あまり重くならないつくりをしたい。基本構想の体系について、那覇市の基本構想を例示したが、この位のボリュームのイメージを市は持っている。同じく例示した横浜市の基本構想は、ボリューム的に多摩市ほど多くなく、横浜市に暮らす市民の視点で書かれており、こうした点も参考として頂ければと思う。
- ・審議会スケジュール案について、事務局では最短で9月末に答申を頂く想定でスケジュールをたてたが、これに捉われることなく審議会で検討頂ければと思う。審議内容については、ステップ2からステップ5までを分けてスケジュールを作成した。基本構想の起草も審議会で行って頂く。事務局では起草委員会での基本構想の文言作成を想定しているが、これについても審議を進めていく中で、取り組み方を検討して頂きたい。

【意見の要旨】 ○：委員 →：事務局

- 会長 総合計画策定スケジュールで、平成21年度は基本構想の議会での決議、平成22年度は基本計画の議会との協議とあるが、決議と協議の違いは何か。
- 事務局 基本構想は地方自治法上に定められた議会の議決事項のため、決議という言葉を使っている。基本計画は行政計画であり、議会の議決事項ではなく、議会に説明の上、行政の責任で決定し執行するもの。議会では基本計画も議決事項とすべきとの議論もあるが、現在は、議会の全員協議会において、行政が作成した計画を説明する予定である。これが決議と協議の違いである。
- 副会長 来年まで第四次総合計画の基本計画の計画期間だが、どの程度基本計画で謳ったことが実現しているのか、そうした評価はどこでやっているのか。
- 事務局 第四次総合計画の中で個別の事業計画を具体的に示してきたが、必ずしも計画に沿って出来ない部分もあり、後期基本計画として戦略プランを作った。戦略プランは、個々の事業計画ではなく行財政環境や社会状況の変化に柔軟に対応できる戦略的な計画にした。目指す方向の成果指標を定め、その実現のために何が必要で効果があるのか、その時々状況を見て選択してきた。次回の審議会でその辺りを説明する予定である。
- 補足として、第四次総合計画の前期5カ年は、第四次総合計画の128ページにある個別の事業計画に取り組んだ。後期5カ年にあたり、行政がやることだけでなく、市民と共通に評価できる指標を示した後期基本計画（戦略プラン）を作った。例えば、戦略プランの30ページは子育て関係の分野だが、ここにある指標について策定時点の現状値と目標時点の目標値を示し、毎年度どこまで到達したかを評価している。また、多摩市行政評価報告書においてこうした指標がどれだけ達成できたのかをまとめている。これらも合わせて次回以降説明したい。
- 副会長 市民に対してその方法論ではわかりにくいのでは。終焉を迎える基本計画について、誰か、市でもいいが、ここまでは出来ているというような現状の到達点を明らかにし、委員の間で明確に情報共有する必要がある。これが今後の審議の基本となる。この部分を明確にしてほしい。もう一つ、これまでの基本構想は15年だったが、今回は概ね20年となっている。変更の理由は何か。
- 事務局 第三次総合計画までは基本構想は10年だった。その後、10年では短い、もう少し展望を伸ばそうということで、第四次総合計画の時15年とした。第五次総合計画では、例えば

今後 10 年では住宅の建替はまだ始まらないが、10 年以降 20 年先には住宅の更新等もうまれてくる。この辺りも見据えて 20 年とした。

- 委員 ステップ 3 に分野別の検討とあるが、まちづくりの優先分野 I II III というのは、どういうカテゴリで分けられているのか。これから分けるのか。
- 事務局 戦略プランの目標体系にあるように、この 3 つの優先分野は現基本計画の柱立てとなっている。基本構想を考える過程として、この柱ごとに現状や課題を検討いただく予定でいる。基本構想の中身の検討は現計画にそって審議いただくが、体系については別途審議会で審議して頂きたい。
- 委員 現状を分野別に検討するということは、現状を評価した上で検討するということでもいいか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会長 これまでの基本構想を継承する必要はない。ガラッと変わって、違う考えで構成してもいいということか。
- 事務局 今の計画をベースにして現状分析をするが、実際の基本構想の体系等は審議会で自由に検討していただきたい。
- 会長 外部との意見交換について、審議会が行なうのか、それとも答申後に市が行なうのか。
- 事務局 審議会が答申前に必要に応じて実施することを想定している。具体的に誰と意見交換をするかまでは決めていない。例えば行政であれば、特定の分野について聞きたければその分野の担当職員でもいいし、職員ワーキングチームとの意見交換も可能である。委員の皆さんの意見を踏まえ決定して頂きたい。
- 会長 審議会が議会との意見交換を行なった場合、そのことで議会との協議が出来ているように思うが、やはり別途議会との協議が必要なのか。
- 事務局 審議会での審議プロセスとして、議会や市民との意見交換があるが、行政としてのプロセスとしても市民や議会との協議を考えている。事務局が示したスケジュールはタイトなものになっている。意見交換も含め、審議プロセスについては審議会の中で弾力的に対応して頂きたい。
- 会長 5～9 月の審議期間では短く、集中して審議する必要もある。弾力的に対応したい。
- 会長 分野別の優先分野 I II III はどういう分け方になっているのか。例えば、産業や経済の振興はどの分野に入るのか。
- 事務局 戦略プランの目標体系図を参照頂きたい。環境・産業振興・農業といった分野は優先分野 III に入る。今後、事務局よりこの戦略プランの体系にそって、分野毎に現状や課題に関する資料をお示しする。それらを参考に今後議論を進めて頂く予定である。

(10) 次回以降の日程について

以下の日程で開催することが確認された。

- | | | | |
|-------|--------------|---------------------|--------------------------|
| 第 2 回 | 6 月 29 日 (月) | 18 : 30 ~ | 多摩市役所 本庁 3 階 301、302 会議室 |
| 第 3 回 | 7 月 13 日 (月) | 18 : 30 ~ | 多摩市役所 本庁 3 階 301、302 会議室 |
| 第 4 回 | 7 月 27 日 (月) | 18 : 30 ~ | 多摩市役所 本庁 3 階 301、302 会議室 |